

原議保存期間 30年
(平成47年12月31日まで)

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙交指発第14号
警察庁丙交企発第54号
警察庁丙規発第29号
平成17年3月22日
警察庁交通局長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について
道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下「改正法」という。)は、平成16年6月9日に公布されたところであるが、同法附則第1条第4号に掲げる規定は、平成18年6月8日までの政令で定める日に施行されることとなる。また、道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第390号。以下「改正令」という。)、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第97号。以下「改正府令」という。)指定車両移動保管機関等に関する規則等の一部を改正する規則(平成16年国家公安委員会規則第22号)及び確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)も同日に施行されることとなる。さらに、改正法附則第2条の規定は、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(平成16年政令第380号)により、本年4月1日から施行されることとされており、同日以降、改正法第3条の規定による改正後の道路交通法第51条の8第1項の登録、同法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付その他確認事務の委託に関し必要な手續その他の行為を行うことができることとなることである。

これらの改正の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、その内容を了知の上、所期の目的を達成するため、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、この通達において、「法」又は「新法」とは改正法第3条の規定による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)、「旧法」とは同条の規定による改正前の道路交通法、「令」又は「新令」とは改正令による改正後の道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)、「施行規則」とは改正府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)、「委託規則」とは確認事務の委託の手續等に関する規則、「運転代行業法」又は「新運転代行業法」とは改正法附則第20条の規定による改正後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)、「旧運転代行業法」とは同条の規定による改正前の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律、「運転代行業法施行令」又は「新運転代行業法施行令」とは改正令附則第4条の規定による改正後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号)をいうものとする。

記

第1 改正の趣旨及び内容

- 1 駐車に係る車両の使用者の義務の強化及び車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度に関する規定の整備

(1) 趣旨

違法駐車は、道路における危険を生ぜしめ、交通の円滑を阻害する社会問題となっており、国民生活に著しい弊害をもたらしている。これまで、駐車場の整備等による駐車容量の拡大、交通需要マネジメントによる駐車需要の軽減、取締りや広報啓発活動による駐車モラルの向上等の諸対策が進められてきたにもかかわらず、問題は依然として解決していない。

違法駐車車両は、運転者が車両を離れており直ちに運転することができない状態にあることが通常であるところ、このような放置車両の取締りについては、違反行為を現認していないことから、違反した運転者を特定することが困難であるという根源的な問題がある。従来、警察において違反を認知した場合は、運転者の特定、呼出しに努めてきたところであるが、今日の厳しい治安情勢の下、駐車違反取締りに投入できる警察力には限界がある。また、違法駐車標章の取付け等の措置を講じた場合における運転者の出頭率が、近年、低下しているところであり、運転者が捕捉できない結果、違反の事実があるにもかかわらず、違反行為をした運転者の責任追及を行えない場合が少なくない。しかも、このような逃げ得の実態が一部違反者に知られ、さらに出頭率が低下し、ますます運転者の捕捉ができなくなるという悪循環になっている。このように、駐車に係る規範を担保する上で必要な責任追及が十分に行えないことが、違法駐車を抑止を困難にしている。

このような現状に照らせば、現行法による運転者の責任追及制度が機能しないと認められる場合に講じることのできる新たな違法駐車抑止のための制度の導入が必要不可欠である。そこで、車両の使用により大きな社会的便益を得、かつ、車両の包括的運行支配権を有することに着目して使用者に課されている運行管理義務を強化して、駐車に関する車両の適正使用を徹底させることとするとともに、運転者が車両を離れており取締り現場で運転者を特定することができないという特性を有する放置駐車違反について、車両の使用者に対して、放置違反金の納付を命ずることができることとする新たな制度の導入が考えられたものである。

運転者、特に悪質な運転者に対する責任追及が十分に行い得ない状況がある一方で、放置駐車違反の発生を抑止する社会的必要性が高いことにかんがみれば、車両の使用による大きな社会的便益を享受し、車両の包括的運行支配を有する立場にある車両の使用者に放置駐車違反の責任を問う合理性、必要性は十分に認められるところであるが、放置駐車違反の責任は、違反の原因行為者である運転者が第一義的に負うべきものと考えられることから、使用者に対する責任追及は、運転者に対する責任追及を行うことができない場合に限って行うものと位置付けられたものである。

(2) 内容

ア 駐車に係る車両の使用者の義務の強化

車両の使用者は、当該車両を適正に駐車する場所を確保することその他駐車に関しての車両の適正な使用のために必要な措置を講じなければならないこととされた（法第74条の2）。また、車両の使用者は、従来同様、当該車両の運転者に、当該車両を運転するに当たって車両の駐車に関する法令を遵守させるように

努めなければならないこととされている（法第74条第2項）。

なお、車両の使用者とは、車両を使用する権原を有し、車両の運行を支配、管理する者であり、通常は自動車検査証に記載された使用者と一致することとなる。ただし、法人の使用車両については、自動車検査証の使用者欄に法人の支店名や営業所名が記載されている場合であっても、当該法人が使用者となる。

イ 確認標章の取付け

警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両であって、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、当該確認をした旨等を告知する標章（以下「確認標章」という。）を車両に取り付けさせることができることとされた（法第51条の4第1項）。確認標章の取付けは、施行規則別記様式第3の8の標章をその記載事項を見やすい方法で取り付けることにより行うこととされた（施行規則第7条の7）。

車両の使用者、運転者その他当該車両の管理について責任がある者を除き、確認標章を破損し、若しくは汚損し、又はこれを取り除いてはならないこととされた。この規定に違反した者は、2万円以下の罰金又は科料に処せられることとされた（法第51条の4第2項及び第121条第1項第9号）。

警察署長は、確認標章を車両に取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならないこととされた（法第51条の4第3項）。

なお、従来 of 違法駐車標章については、廃止することとされた。

ウ 放置違反金納付命令の発出

警察署長から、車両に確認標章を取り付けさせた旨の報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができることとされた。ただし、当該標章が取り付けられた日の翌日から起算して30日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について反則金を納付した場合又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りでないこととされた（法第51条の4第4項）。ここで「家庭裁判所の審判に付された」とは、家庭裁判所の調査・審判の対象にされたという広義の意味であり、少年法（昭和23年法律第168号）第21条の規定による審判開始決定がされなかった場合も含むものである。

放置違反金納付命令は、放置違反金の額並びに納付の期限及び場所を記載した文書により行うものとされた（法第51条の4第5項）。

エ 弁明の機会の付与

公安委員会は、放置違反金納付命令をしようとするときは、当該車両の使用者に対し、あらかじめ、当該放置違反金納付命令の原因となる事実並びに弁明書の提出先及び提出期限を書面（弁明通知書）で通知し、相当の期間を指定して、当該事案について弁明書及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならないこととされた（法第51条の4第6項）。弁明通知書には、弁明通知書の番号及び

仮納付することができる放置違反金に相当する金額を記載することとされた（施行規則第7条の8）。

また、公安委員会は、放置違反金納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、その者の氏名並びに弁明書の提出先及び提出期限並びにいつでも弁明通知書はその者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示することによって、弁明通知を行うことができることとされた。この場合は、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなされることとされた（法第51条の4第7項）。

オ 放置違反金の額

放置違反金の金額は、当該放置車両の原因となった違法駐車行為について、当該違法駐車行為をした運転者が納付すべき反則金の額と同額とされた（法第51条の4第8項及び別表第1、令第17条の4及び別表第1）。

カ 放置違反金に相当する金額の仮納付

弁明通知を受けた者は、弁明書の提出期限までに、放置違反金に相当する金額を仮に納付することができることとされた（法第51条の4第9項）。仮納付は、分割して行うことができないこととされた（令第17条の5）。

キ 公示による放置違反金納付命令

仮納付をした者についての放置違反金納付命令は、公示して行うことができることとされ（法第51条の4第10項）。放置違反金納付命令があったときは、仮納付が放置違反金の納付とみなされることとされた（同条第11項）。公示による放置違反金納付命令は、当該放置違反金納付命令をしようとする公安委員会の掲示板に放置違反金公示納付命令書を掲示して行うこととされ（令第17条の6第1項及び第2項、施行規則第7条の9及び別記様式第3の9）。当該掲示を始めた日から起算して3日を経過した日に効力を生ずるものとされた（令第17条の6第3項）。

また、仮納付をした者について放置違反金納付命令をしないこととしたときは、速やかに、その者に対し、理由を明示してその旨を書面で通知し、当該仮納付に係る金額を返還しなければならないこととされた（法第51条の4第12項）。

ク 督促及び滞納処分

公安委員会は、放置違反金納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないこととされた。また、この場合において、公安委員会は、放置違反金につき年14.5パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができることとされた（法第51条の4第13項）。

督促を受けた者がその指定期限までに放置違反金、延滞金及び督促に要した手数料（以下「放置違反金等」という。）を納付しないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、放置違反金等を徴収することができることとされ、この場合における放置違反金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされた（同条第14項）。

ケ 放置違反金等の帰属及び用途

納付され、又は徴収された放置違反金等は、当該公安委員会が置かれている都道府県の収入とすることとされた（法第51条の4第15項）。また、放置違反金の用途は特定しないこととされた。

コ 放置違反金納付命令の取消し、納付された放置違反金等の還付

公安委員会は、放置違反金納付命令をした後に、当該放置違反金納付命令の原因となった車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について反則金の納付をし、又は公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付されたときは、当該放置違反金納付命令を取り消さなければならないこととされた（法第51条の4第16項）。「家庭裁判所の審判に付された」の意義については、前記ウを参照のこと。

また、放置違反金納付命令を取り消したときは、速やかに、理由を明示してその旨を当該放置違反金納付命令を受けた者に通知しなければならず、既に当該放置違反金納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されているときは、公安委員会は、当該放置違反金等に相当する金額を還付しなければならないこととされた（同条第17項）。

サ 放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の送達

放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例によることとされた（法第51条の4第18項）。具体的には、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の定めるところにより行われることとなる。

シ 車両の使用者等に対する報告又は資料の提出命令

公安委員会は、法第51条の4の規定の施行のため必要があると認めるときは、確認標章を取り付けられた車両の使用者、所有者その他の関係者に対し、当該車両の使用に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができることとされた（法第51条の5第1項）。公安委員会の求めに対し、報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者は10万円以下の罰金に処されることとされた（法第119条の4第1項第5号及び第123条）。また、公安委員会は、法第51条の4の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができることとされた（法第51条の5第2項）。

ス 国家公安委員会への報告等

公安委員会は、放置違反金納付命令をしたとき、督促をしたとき、放置違反金納付命令を取り消したとき、放置関係使用制限命令をしたとき、又は車両の使用者が放置関係使用制限命令に違反したときは、その旨、当該使用者の氏名及び住所、当該車両の番号標の番号、放置違反金納付命令等の年月日、放置違反金納付命令に係る弁明通知書の番号などの事項を国家公安委員会に報告しなければならないこととされた。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとされた（法第51条の6第1項、施行規則第7条の10及び第7条の11）。また、国家公安委員会は、公安委員会から督

促をした旨又は督促に係る放置違反金納付命令を取り消した旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を国土交通大臣等に通知するものとされた（法第51条の6第2項、施行規則第7条の12）。

2 放置違反金等の納付等を証する書面の提示（いわゆる車検拒否制度）に関する規定の整備

(1) 趣旨

放置違反金制度においては、使用者に対して科す放置違反金の納付が確実に行われなければ使用者に感銘力が及ばず、より良好な駐車秩序を確立するという制度の目的を達成することはできない。放置違反金が滞納された場合には滞納処分により強制徴収を行うことができるが、放置違反金の額は1～2万円程度であり、この程度の少額について滞納処分をするために銀行口座を調査するなどの労力をかけることは行政にとって大きな負担となる。しかも、年間数百万件に達することが想定される放置駐車違反取締りに伴って発生する放置違反金滞納件数は、相当な件数に達するおそれがあることから、違法駐車を抑止という制度目的を達成するためには、滞納処分のほかに放置違反金納付義務の履行を効果的に担保する仕組みが必要である。

ところで、納付を命ぜられた放置違反金を納付することは、自動車の使用者が自動車の使用に関して履行しなければならない義務であり、これが履行されていない自動車については、租税や再資源化預託金の支払がなされていない自動車同様、引き続き使用を認めることは相当でない。そこで、使用者による放置違反金納付義務の履行がないときは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第1項の継続検査又は同法第67条第3項の構造等変更検査（以下「継続検査等」という。）に係る自動車検査証の返付をしないこととすることによって、納付義務を履行しない使用者には以後自動車の使用を認めないこととするとともに、一方で、使用者に自主的な放置違反金等の納付を促すこととする制度（以下「車検拒否制度」という。）が導入されることとなったものである。

(2) 内容

道路運送車両法の規定により継続検査等に係る自動車検査証の返付を受けようとする者は、その自動車が最後に自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付を受けた後に、その自動車が原因となった違反について法第51条の4第13項の規定による督促（放置違反金納付命令が取り消されたものを除く。）を受けたことがあるときは、国土交通大臣等に対して、当該督促に係る放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならないこととされ（法第51条の7第1項）、当該書面の提示がないときは、国土交通大臣等は、自動車検査証の返付をしないものとされた（同条第2項）。

3 車両を運転し、又は運転させてはならない旨の命令（車両の使用制限命令）に関する規定の整備

(1) 趣旨

新制度においては、放置駐車違反について運転者の責任を追及することができない場合に、使用者に対して放置違反金納付命令を行うことにより違法駐車を抑止を

図ることとしているが、放置違反金納付命令を受けてもなお適切な運行管理を行わずに、その使用する車両について放置駐車違反が繰り返されることとなる車両の使用者に対しては、放置違反金納付命令を科すのみでは違法駐車の抑止を図る上で不十分であると考えられる。そこで、同一の車両について一定期間内に反復して放置違反金納付命令を受けたにもかかわらず、さらに当該車両について放置駐車違反が行われ、放置違反金納付命令を受けることとなった車両の使用者に対しては、政令で定める基準に従い、その危険性に応じて、当該車両を運転し又は運転させてはならない旨を命ずることができることとする新たな使用制限命令制度を導入し、違法駐車の抑止を図ることが適当であると考えられたものである。

(2) 内容

ア 概要

公安委員会が車両の使用者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該使用者が、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日(基準日)前6月以内に当該車両が原因となった放置違反金納付命令(取り消されたものを除く。)を受けたことがあり、かつ、当該使用者が当該車両を使用することについて著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときに、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、下記イの基準に従い、当該使用者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとされた(法第75条の2第2項)。この命令については、法第75条第3項から第11項までの規定が準用されることとされた(法第75条の2第3項)。

イ 使用制限命令の基準

公安委員会が、車両の使用者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該使用者が、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日(基準日)前6月以内に、次の表1の左欄に掲げる前歴の回数(当該使用者が、基準日前1年以内に、当該車両の使用の本拠において使用する車両の運転について、放置関係使用制限命令を受けた回数をいう。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める回数以上、当該車両が原因となった放置違反金納付命令(法第51条の4第16項の規定により取り消されたものを除くほか、基準日において、当該使用者が当該車両につき放置関係使用制限命令を受け、かつ、当該命令に従って運転禁止期間を経過したことがある場合には、当該命令を受ける前に取り付けられた標章に係るものを除く。)を受けたことがあるときは、次の表2の左欄に掲げる車両の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間の範囲内において、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとされた(令第26条の8)。

表1

前 歴 の 回 数	納 付 命 令 の 回 数
な し	3 回
1 回	2 回

2 回 以 上	1 回
---------	-----

表2

車 両 の 種 類	期 間
大型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	3 月
普通自動車	2 月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	1 月

ウ 放置行為に係る指示及び当該指示に係る使用制限命令の廃止

放置行為に係る指示(旧法第51条の4)及び当該指示に係る使用制限命令(旧法第75条の2第1項)については、廃止された。

4 放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務等の委託に関する規定の整備

(1) 趣旨

違法駐車は、都市部を中心に常態化し、交通事故や交通渋滞の原因となるなど、国民生活に著しい弊害をもたらしている。これまで、各種対策が継続して進められてきたにもかかわらず、問題は依然として解決していない。他方で、治安情勢が悪化している現状において駐車違反の取締りに投入できる警察の執行力には限界があると言わざるを得ない。このような現状を踏まえ、駐車違反对応業務に要する警察の執行力を十分かつ柔軟に確保する仕組みを構築し、良好な駐車秩序の確立を図るとともに、警察事務の合理化を図るため、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務及び放置違反金に関する事務の全部又は一部を他に委託することができることとされたものである。

(2) 内容

ア 確認事務の委託

(ア) 警察署長は、放置車両の確認及び標章の取付け(以下「放置車両の確認等」という。)に関する事務(以下「確認事務」という。)の全部又は一部を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができることとされた(法第51条の8第1項)。ここで「法人」とは、法人格を有するものであれば、その種類は問わず、株式会社、有限会社等会社のほか、公益法人、特定非営利活動法人、さらには市町村等地方公共団体も含み得るものである。

(イ) 確認事務の委託をするときは、委託に係る確認事務の内容に関する事項、委託に係る確認事務を行う区域及び方法に関する事項等についての条項を含む委託契約書を作成することとされた(委託規則第1条)。

イ 法人の登録

(ア) 登録は、委託を受けて確認事務を行おうとする法人の申請により行うこととされた(法第51条の8第2項)。

(イ) 過去に登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人又は役員のうち成年被後見人等、禁錮以上の刑等に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則

で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者、アルコール、麻薬等の中毒者、精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者等に該当する者のある法人は、登録を受けることができないこととされた（同条第3項、委託規則第3条及び第4条）。

- (り) 申請に係る法人が、車両等の機械器具等を用いて確認事務を行うものであること、駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであること、当該都道府県の区域内に事務所を有するものであることのいずれの要件にも適合しているときは、登録をしなければならないこととされた（法第51条の8第4項）。
- (I) 登録は、登録簿に登録を受ける法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとされた（同条第5項）。
- (オ) 登録は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととされ、当該期間は3年とされた（同条第6項、令第17条の7）。

ウ 登録の更新

登録の更新については、登録時の規定を準用することとされた（法第51条の8第7項）。

エ 適合命令

公安委員会は、登録を受けた法人が法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該法人に対し、当該規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされた（法第51条の9）。

オ 登録の取消し

公安委員会は、登録を受けた法人が、欠格事由に該当することとなったとき、適合命令に違反したとき、報告徴収に応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒む等したときなどの場合には、その登録を取り消すことができることとされた（法第51条の10）。

カ 報告及び検査

公安委員会は、登録に係る規定の施行に必要な限度において、登録を受けた法人に対し報告をさせ、又は警察職員に立入検査を実施させることができることとされた（法第51条の11）。

キ 方面公安委員会への権限の委任

法人の登録、登録の更新、適合命令、登録の取消し及び登録法人に係る報告及び検査に関する事務は、方面公安委員会に委任せず、道公安委員会において処理することとされた（令第44条第1項第4号関係）。

ク 駐車監視員資格者証の交付

- (ア) 公安委員会は、公安委員会が放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を受け、その課程を修了した者（以下「講習課程修了者」という。）又は放置車両の確認等に関し講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者であって、欠格事由に該当しないものに対して駐車監視員資格者証を交付することとされた（法

第51条の13第1項)

- (イ) 駐車監視員資格者証の交付に係る欠格事由としては、18歳未満の者であることのほか、法人の登録に係る役員の欠格事由に該当する者及び過去に駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者が規定された。
- (ロ) 駐車監視員資格者講習は、道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識について行うとともに、筆記による修了考査を行うこととされた。また、講習時間は15時間とされた(委託規則第8条)。
- (ハ) 講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有すると認める場合における認定は、道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者等について、その技能及び知識を審査して行うこととされた(委託規則第10条)。

ケ 駐車監視員資格者証の返納命令

公安委員会は、駐車監視員資格者証の交付を受けた者が、欠格事由に該当するに至ったとき、偽りその他不正の手段により資格者証の交付を受けたとき又は法第51条の12第5項の規定に違反し、若しくは放置車両の確認等に関し不正な行為をし、その情状が駐車監視員として不適当であると認められるときには、その者の駐車監視員資格者証の返納を命ずることができることとされた(法第51条の13第2項)。

コ 放置車両確認機関

- (ア) 警察署長は、確認事務の委託をしたときは、その受託者(以下「放置車両確認機関」という。)の名称、主たる事務所の所在地並びに委託に係る確認事務を行う区域及び期間を公示しなければならないこととされた(法第51条の12第1項、令第17条の8)。
- (イ) 放置車両確認機関は、公正に、かつ、法第51条の8第4項第1号及び第2号に掲げる要件に適合する方法により確認事務を行わなければならないこととされた(法第51条の12第2項)。
- (ロ) 放置車両確認機関は、駐車監視員資格者証の交付を受けている者から選任した駐車監視員以外の者に放置車両の確認等を行わせてはならないこととされた(同条第3項)。
- (ハ) 放置車両確認機関は、駐車監視員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が駐車監視員であることを表示させ、かつ、国家公安委員会規則でその制式を定める記章を着用させなければならないこととされた(同条第4項、委託規則第5条)。

なお、駐車監視員が着用する記章は、法令により定められた記章であり、資格がないにもかかわらず、当該記章又はこれに似せて作った物を用いた者がある場合には、軽犯罪法(昭和23年法律第39号)違反に該当する(同法第1条第15号)。

- (ニ) 駐車監視員は、放置車両の確認等を行うときは、駐車監視員資格者証を携帯

し、警察官等から提示を求められたときは、提示しなければならないこととされた（法第51条の12第5項）。

- (カ) 放置車両確認機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、確認事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされた。この規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとされた（同条第6項、法第117条の4第1号）。
- (キ) 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなすこととされた（法第51条の12第7項）。

サ 放置違反金関係事務の委託

- (ア) 公安委員会は、放置違反金に関する事務（確認事務、放置違反金納付命令、督促及び滞納処分を除く。）の全部又は一部を会社その他の法人に委託することができることとされた（法第51条の15第1項）。
- (イ) 放置違反金関係事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされた。この規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとされた（同条第2項、法第117条の4第1号）。

5 経過措置及びその他所要の規定の整備

(1) 経過措置

ア 違法駐車標章の効力に関する経過措置

改正法の施行前に、旧法第51条第3項の規定により車両に取り付けられた標章については、なお従前の例によることとされた（改正法附則第5条第1項）。すなわち、改正法の施行前に、旧法第51条第3項の規定により違法駐車標章が取り付けられた車両の所有者等は、改正法の規定の施行後においても、車両の移動義務及び移動した旨の申告義務を負い、勝手に標章を取り除く等の行為をした場合は処罰されることとなる。

イ 放置行為に係る指示及び当該指示に係る使用制限に関する経過措置

改正法の施行前に、旧法第51条の4の規定によりされた指示に係る車両につき放置行為が行われた場合については、新法第75条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとされた（改正法附則第5条第2項）。すなわち、改正法第3条の規定の施行前に旧法第75条の2第1項（旧法第51条の4（旧法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示に係る部分に限る。）の規定による使用制限命令（以下「旧法使用制限命令」という。）の要件を満たした場合は、改正法第3条の規定の施行後においても、旧法使用制限命令を行うことができることとされた。

これに対し、旧法第51条の4の規定による指示を受けた後、改正法第3条の規定の施行後に放置行為に相当する行為が行われたとしても、旧法使用制限命令の対象とはならないこととされた。これは、改正法の規定の施行後に行われる放置駐車違反については、新法の規定による放置違反金納付命令及び使用制限命令により対応することとなるので、あえて、旧法使用制限命令を行うこととする必

要はないと考えられたものである。

また、旧法使用制限命令（改正法附則第5条第2項が適用される場合を含む。）を受けた者については、新法第75条の2第2項の規定による使用制限命令の基準を定めた新令第26条の8の適用上、旧法使用制限命令を受けた事実が前歴として考慮されることとされた（改正令附則第2条）。

(2) 自動車運転代行業の業務の適正化等に関する法律等の改正（改正法附則第20条、改正令附則第4条）

ア 自動車運転代行業を営むことができない者の要件に係る規定の整備

駐車に関する使用制限命令に違反し、罰金刑に処せられた者については、今後とも自動車運転代行業を営んではならないこととするため、駐車に関する使用制限命令の一つである新法第75条の2第2項の規定による命令（運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に違反して罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者を自動車運転代行業を営むことができない者に追加するほか、所要の規定が整備された（運転代行業法第3条第2号）。

イ 法の規定の自動車運転代行業者への読替え適用等を定めた規定の整備

法の規定の自動車運転代行業者への読替え適用等について所要の改正が行われた（運転代行業法第19条）。

今回の法改正により新設された放置違反金制度に関する規定（新法第51条の4）については、読替え適用等の対象とはされず、自動車運転代行業者についても、法の規定がそのまま適用されることとされた。すなわち、自動車運転代行業者が代行運転役務を提供している代行運転自動車について放置駐車違反が行われた場合は、法の規定に従って、車両の使用者である顧客に対して放置違反金納付命令を行うこととなり、自動車運転代行業者に対しては放置違反金納付命令を行わないこととされた。これは、自動車運転代行業者が代行運転役務を提供することとなるのは、車両の使用者の意思に基づくものであり、また、代行運転役務提供中も、当該車両は、使用者の指示に基づいて運転がなされるものであることから、使用者に対して放置違反金の納付を命ずることが適当と考えられたものである。

また、今回の法改正により強化された駐車に係る車両の使用者の義務についての規定（新法第74条の2）も読替え適用がされないこととされており、代行運転自動車に関する限り、自動車運転代行業者は新法第74条の2の義務を負わないこととされた。これは、自動車運転代行業者は、現在、自己が使用者である自動車運転代行業の用に供される車両のほか、代行運転自動車についても一定の運行管理を行うべきこととされており、このことは新制度においても変わりはないが、一時的に代行運転役務を提供するにすぎず、自動車運転代行業者が包括的運行支配を有するわけではない代行運転自動車に関する限り、駐車違反防止のために自動車運転代行業者が行うことができるのは、代行運転役務を提供する間、従業員である運転者に法令の規定を遵守させるよう努めることのみであり、車両を適正に駐車する場所を確保することその他駐車に関しての車両の適正な使用のた

めの必要な措置を自ら講じることができる立場にはないと考えられたからである。

また、新たな車両の使用制限命令に関する規定（新法第75条の2第2項）を自動車運転代行業者に適用するに当たっては、現行の使用制限命令に関する規定と同様、代行運転自動車及び随伴用自動車については対象外とすることとされた（ただし、代行運転自動車について放置駐車違反が行われ、顧客である車両の使用者に対して放置違反金納付命令が行われた場合、当該命令は、当該車両の使用者に対する新法第75条の2第2項の規定による使用制限命令の基礎となる。）これらの自動車について放置駐車違反が行われた場合、自動車運転代行業者に対しては、現在同様、営業停止命令により対応することとなる（後記ウ参照）。

ウ 自動車運転代行業者に対する指示に関する規定の整備

運転代行業務に関して駐停車違反行為が行われた場合に、引き続き、自動車運転代行業者に対する指示を行うことができることとするための改正が行われた（運転代行業法第22条第1項及び第25条第2項第1号）。

運転代行業法では、従来、自動車運転代行業者による駐停車違反行為を抑止して、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保するため、同法第19条の規定により旧法第51条の4の規定を讀替え適用して、代行運転自動車又は随伴用自動車により駐停車違反行為が行われた場合には、自動車運転代行業者に対する指示を行うことができることとし、その指示に対する違反が行われた場合は、営業停止命令を行うことができることとしていた（旧運転代行業法第23条第1項）。

今回の法改正により、旧法第51条の4の規定による指示が廃止されることとなるが、今後も、自動車運転代行業者による駐停車違反行為を抑止して、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保する必要があることに変わりはなく、そのためには、現在同様、代行運転自動車や随伴用自動車による駐停車違反行為に対して、営業停止命令により対応できることとする必要がある。ただし、駐停車違反行為に対して直ちに営業停止命令で臨むこととするのは酷と考えられることから、代行運転自動車や随伴用自動車による駐停車違反行為が行われた場合には、従来同様、まずは指示を行うことができることとし、指示違反がなされた場合に、営業停止命令の対象とするため、運転代行業法第22条及び第25条が改正されたものである。

エ 運転代行業法施行令の改正

新令第26条の8（使用制限命令の基準）を自動車運転代行業者に適用する場合の讀替えについて定めるほか、所要の規定の整備を行った（改正令附則第4条）。

オ 運転代行業法等の改正に伴う経過措置

改正法附則第20条の規定による運転代行業法の改正に伴い、自動車運転代行業の要件、駐停車違反行為に係る指示及び自動車の使用制限命令について所要の経過措置が設けられた。

すなわち、改正法の施行前に、旧運転代行業法第19条第1項の規定により讀み替えて適用される旧法第75条の2第1項（旧法第51条の4（旧法第75条の8第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による指示に係る

部分に限る。以下同じ。)の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられた者に係る自動車運転代行業の要件については、なお従前の例によることとされた(改正法附則第21条第1項)。また、改正法の施行前に、旧運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される旧法第51条の4の規定による指示を受けた自動車運転代行業者については、改正法の施行後も、旧運転代行業法第23条第1項及び第3項並びに第25条の規定は、なおその効力を有するものとされ(改正法附則第21条第2項)。この場合の政令で定める基準について所要の経過措置が設けられた(改正令附則第5条第2項)。さらに、改正法の施行前に、旧運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される旧法第51条の4の規定によりされた指示に係る車両につき放置行為が行われた場合(代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者により行われた場合を除く。)については、新運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される新法第75条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとされた(改正法附則第21条第3項)。

また、旧運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される旧法第75条の2第1項(旧法第51条の4(旧法第75条の8第3項において準用する場合を含む。))の規定による指示に係る部分に限り、改正法附則第21条第3項が適用される場合を含む。)の規定による使用制限命令(以下「旧法読替え使用制限命令」という。)を受けた自動車運転代行業者については、運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される新法第75条の2第2項の規定による使用制限命令の基準を定めた新運転代行業法施行令第4条の規定により読み替えて適用される新令第26条の8の適用上、旧法読替え使用制限命令を受けた事実が前歴として考慮されることとされた(改正令附則第5条第1項)。

(3) その他関係法令の改正

警察庁交通指導課の所掌事務が改められた(改正令附則第6条の規定による改正後の警察庁組織令(昭和29年政令第180号)第31条)ほか、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)その他関係法令について、所要の改正が行われた。

第2 留意事項

1 新制度の施行全般について

(1) 新制度の趣旨を踏まえた適切な業務運営の推進

良好な駐車秩序の確立と警察力の合理的再配分の二点を目的とする新制度の趣旨を踏まえ、適切な業務運営の推進を図ること。特に、逃げ得と執行力の不足という現在の駐車違反取締りの問題点に対応するため、使用者に対して放置違反金の納付を命ずる制度と確認事務等の民間委託を行う制度が導入されたものであることから、これらの制度を有効に活用して、公平かつ適切な違反取締りを推進すること。

(2) 駐車規制の見直しと駐車場整備の働き掛けについて

良好な駐車秩序の確立のためには、新制度による取締りの推進とともに、適正な駐車規制の実施及び駐車スペースの確保を合わせて推進する必要がある。そこで、駐車規制について、今後も不断の見直しを継続して、規制の合理性を確保すること。

また、地域の駐車需要に応じた駐車スペースを確保するため、地方公共団体、駐車場事業者等に対し、路外駐車施設の整備のほか、料金体系・システムの見直しその他既存駐車施設の利用促進策の実施を働き掛けるなどの対策を推進すること。

(3) 新制度についての指導教養と広報啓発の徹底について

新制度は、放置違反金制度の創設や確認事務の民間委託等従来にない新たな制度を導入するものであるため、その内容について、職員に対する指導教養を徹底すること。

また、テレビ、新聞、ラジオ等各種媒体を通じた広報啓発を徹底すること。その際には次の事項等、従来にはない、又は従来と大きく変更される事項を重点として、新制度の内容の定着を図ること。

交通の安全と円滑に支障を来す程度の高い場所・時間帯を重点に駐車違反の取締りが強化されること（短時間の駐車違反でも取締りの対象となること）。

放置車両の使用者に対して、放置違反金の納付が命ぜられる制度が導入されること。

確認事務が委託された場合は、民間の駐車監視員が放置車両の確認と標章の取付けを行うこととなること。

放置違反金を納付しない車両の使用者は、滞納処分による強制徴収の対象となるほか、いわゆる車検拒否の対象となること。

放置違反金の納付を繰り返し命ぜられる常習違反者に対しては、車両の使用制限命令がなされること。

(4) 体制の整備と必要な予算の確保について

新制度により、警察官の現場における事務が大幅に軽減される等の合理化効果が見込まれる一方、放置違反金関係事務等が、新制度の実施により新たに必要となるため、その適切な処理のため、所要の体制を整備すること。

また、確認事務の民間委託に係る委託費や放置駐車違反管理システム、放置駐車違反処理システムの整備・運用に要する費用等、所要の予算を確保すること。予算要求等に際しては、新制度の実施により、相当額の収入が見込まれることも考慮すること。

(5) 民間委託の積極的な推進及び合理化に配慮した適正な事務の推進について

駐車違反取締りの執行力を確保するため、また、警察事務の合理化を図るため、確認事務及び放置違反金関係事務については、各都道府県の実情に応じ、積極的に民間委託を行うこと。特に、確認事務については、次の事項を考慮し、委託することが合理的と考えられる警察署にあっては、積極的に委託を行うこと。

改善を要すべき駐車実態があり、確認事務を委託することにより駐車秩序が改善され、これにより地域住民の強い要望に応えることが期待できること。

確認事務を委託することにより警察業務の合理化が期待できること。

また、新制度においては、放置違反金納付命令及び車両の使用制限命令の件数が相当多数に上ることが予想されるほか、放置車両確認機関の監督などの新たな事務が必要となるが、制度の機動的な運用に配慮した専決規程の見直しや計画的な処分執行等、事務の合理化に配慮しつつ、適正な事務遂行に努めること。

2 放置駐車違反取締り一般について

(1) 取締り活動ガイドラインに沿ったメリハリを付けた取締りの推進

ア 取締り活動ガイドラインの策定、公表とそれに沿った取締りの推進

悪質・危険性、迷惑性の高い違反を重点とした取締りを推進すべきことは今後と同様であるが、新制度においては、確認事務の民間委託に伴い、駐車違反取締りの執行力が増大するなど、取締りが強化されることから、従来以上に、公平かつメリハリを付けた取締りを推進する必要がある。そこで、確認事務の民間委託を行う警察署については、重点的に取締りを行う場所、時間帯などを定めたガイドラインを策定、公表することとし、当該ガイドラインに沿った取締りを推進すること。

また、民間委託を行わない警察署にあっても、当該警察署管内における違法駐車の実態にかんがみ、ガイドラインを策定して取締りの重点場所、時間帯などを公表することが適当と考えられる警察署については、これを策定すること。

イ 取締り活動ガイドラインの策定（改定）に当たっての留意事項

ガイドラインは、警察署長が、管内における違法駐車の実態に応じて策定（改定）するものとするが、策定（改定）に当たっては、本部主管課において、必要な指導、調整を行うこと。また、ガイドラインの策定（改定）に当たっては、警察署協議会における意見など、地域住民の意見、要望も踏まえた上で、これを行うこと。

ガイドラインについては、随時見直しを行い、常に、管内における違法駐車の実態を反映したものとなるように努めること。

ガイドラインを策定（改定）した場合は、警察署の掲示板への掲示、警察のホームページへの掲載、広報紙等への掲載など適宜の方法により、その内容の周知徹底に努めること。

ウ 警察官等及び放置車両確認機関に対する指導教養の徹底

取締りに当たる警察官等に対して、ガイドラインの内容を周知するとともに、取締りがガイドラインに沿って行われるよう指導教養を徹底すること。

確認事務の民間委託を行う警察署にあつては、放置車両確認機関及び同機関の駐車監視員に対し、ガイドラインの趣旨、内容を周知徹底するとともに、巡回計画書の承認等を適切に行って、放置車両確認機関による確認標章の取付けがガイドラインに沿って行われるようにすること。

(2) 運転者の責任追及の在り方について

ア 新制度の考え方

従来の放置駐車違反取締りにおいては、違反行為について現認を行っておらず、違反者の特定が困難であるという放置駐車違反の特性に加えて、取締りに投入できる警察力に限界があることから、違反行為を行った運転者の追及を十分に行うことができず、自ら出頭しない悪質な運転者ほど、取締りを免れているのが現状であった。こうした逃げ得の問題を解消するために、改正法において、放置違反金制度が導入されたものであるが、他方で、運転者に対する罰則は従来同様、維持されており、特に、これまで十分な責任追及を行い得ていない悪質な運転者に

制裁を加える必要性は高いものがある。そこで、新制度における運転者の責任追及は、以下により行うこと。

イ 悪質な運転者の責任追及の徹底等

放置駐車違反のうち、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な違反については、従来以上に、運転者の責任追及を徹底すること。その際には、検察庁と十分に協議の上、尾行、張り込み等により、駐車違反行為自体についての現認、採証を十分に行い、違反者の認否にかかわらず、公判で有罪を得ることができるだけの十分な捜査を行うこと。また、下命・容認事犯についても積極的に検挙すること。

ウ その他の違反の取扱い

上記イに該当するもの以外の放置駐車違反については、運転者が自ら出頭し、違反を自認する場合等であって、当該運転者が真実違反行為者であると認められるときに、当該運転者を検挙することとする。

(3) 短時間駐車違反車両に対する取締り及び違法駐車車両の運転者に対する広報について

ア 従来の運用の問題点

従来の駐車違反取締りにおいては、比較的長時間駐車する車両が主に取締り対象となり、駐車時間が短時間の違法駐車車両については、交通の安全と円滑に大きな支障を与えているものであっても、十分な取締りを行えていないという実情が見られた。このため、違法駐車を抑止する必要性が高いにもかかわらず、事実上取締りの対象とならない短時間の違法駐車をを行う車両が絶えず存在し、交通の安全と円滑に大きな支障を生じた状態となっている場所が多数存在していることも否定できない。また、「短時間の駐車であれば、取締りを受けない。」ひいては「短時間の駐車であれば、違反でない。」との誤解を一部の国民に与える結果となり、このことが、短時間の違法駐車を更に誘発している側面があることも否定できないところである。

また、違法駐車車両の運転者に対して移動を呼びかける広報の実施が、当該違法駐車車の解消に役立っている一方で、「広報がなされてから車両を移動すれば、取締りを受けることはない。それまでの間は違法駐車をしても大丈夫である。」等の誤った認識を一部の国民に与え、駐車秩序の維持に支障を及ぼしている側面があることも否定できない。

イ 新制度における運用

上記アのような問題点を解消するため、新制度においては、放置車両であることが確認できた車両については、駐車時間の長短にかかわらず、確認標章の取付け対象とすること。このことは、事前措置として違法駐車車両の移動を呼びかける広報を必要に応じて実施することを否定するものではないが、違法駐車を抑止するためには、広報を実施せず、直ちに確認標章の取付けを行うことも必要であることに留意すること。

(4) レッカー移動及び車輪止めの有効な活用について

レッカー移動及び車輪止めの要件については、今回の改正によっては、何ら変更

がされていないところである。今後も、これらを有効に活用して、良好な駐車秩序の確立に努めること。

(5) 違反番号による放置駐車違反の一元的管理

警察官等又は駐車監視員が放置車両を確認した場合は、当該放置車両に係る放置駐車違反を特定するための番号（以下「違反番号」という。）を付与すること。また、確認標章には、当該確認標章に係る放置駐車違反の違反番号の全部又は一部を標章番号として記載し、弁明通知書、放置違反金納付命令書、督促状、放置違反金を納付したこと又は徴収されたことを証する書面等には、これらの書面に係る放置駐車違反の違反番号の全部を記載すること。

これらのほか、違反番号の付与の方法その他の細目的事項については、主管課長から通達するので、これによること。

3 放置駐車違反取締り各論について

(1) 確認標章の作成、取付けについて

確認標章は、専用の携帯端末により作成することを原則とするが、携帯端末を持たない警察官又は交通巡視員が取締りを行う場合にあっては、手書きにより作成することとしても差し支えない。

なお、確認標章は、従来の違法駐車標章と異なり、標章を取り付けられた車両の使用等に申告義務を課すものではなく、また、使用者等が自らこれを取り除くことができるものであるから、取付けのため、いわゆる鍵付ステッカーを用いることは適当でない。

確認標章の取付けに際しては、施行後当分の間、確認標章及び新制度について説明する通知文を、確認標章とともに車両に取り付けること。

(2) 警察署における事案の審査及び公安委員会報告

警察官若しくは交通巡視員又は放置車両確認機関が確認標章を取り付けた事案については、電子データ又は標章控えにより、警察署長（交通課扱い）に報告させること。

報告を受けた警察署長（交通課扱い）は、所要の事案審査を行った上で、公安委員会（本部主管課扱い）に報告すること。この場合、放置車両の要件に該当しないと認める場合は、その旨の意見を付することとする。

(3) 「運転者」出頭時の対応、留意事項について

確認標章の取付け後、標章を取り付けられた車両の運転者と称する者が、自ら、現場若しくは警察署等に出頭し、違反を自認する場合等において、当該者が真実違反行為をした運転者であると認められる場合は、当該者を駐車違反で検挙（反則者に該当する場合は反則告知、非反則者である場合は交通切符等による検挙）することとする。

(4) 運転者を検挙した場合のその後の手続について

放置駐車違反について運転者に反則告知を行った場合における通告等運転者を検挙した場合におけるその後の手続については、従来同様とする。ただし、反則告知及び通告を行ったが、反則金が不納付となった事件の送致に際しては、事務の合理化に十分配慮すること。また、運転者を検挙した場合の違反点数の付与については、

従来同様とする。

(5) 弁明の機会の付与

ア 弁明通知書を発出する場合

上記(2)により報告を受けた公安委員会(本部主管課取扱い)は、事案を審査の上、当該車両が放置車両の要件に該当すると認められる場合で、かつ、当該事案について運転者が反則金を納付せず、又は公訴を提起されず若しくは家庭裁判所の審判に付されていない場合に、当該事案について弁明通知書を発出することとする。

イ 弁明通知書の発出時期についての考え方

使用者に対する放置違反金納付命令は、確認標章が取り付けられた日の翌日から起算して30日を経過しないと行うことができないとされている(法第51条の4第4項ただし書)が、弁明通知書の発出時期については、法律上何の制約もない。効率的な事務遂行の観点からも、また、使用者が弁明の準備を行う上での便宜の観点からも、一般には、早期の弁明通知書の発出が望ましい。しかしながら、使用者に対する放置違反金納付命令は、当該違法駐車行為について運転者が反則金を納付した場合等はこれを行うことができず、放置違反金納付命令を行った後に運転者が反則金を納付した場合等は放置違反金納付命令を取り消さなければならないこととされている(法第51条の4第4項ただし書、同条第16項)ところ、弁明通知書の発出は、放置違反金納付命令の事前手続として行うものであるから、後刻、反則金が納付される等により放置違反金納付命令を行わないこととなる蓋然性が高い段階では、弁明通知書の発出は保留することが適切であると考えられる。そこで、弁明通知書を発出する時期については、下記ウによること。

ウ 弁明通知書の発出時期(具体的な運用)

現在の駐車違反取締りの実態をみても、確認標章を取り付けた日の翌日から起算して概ね3日以内に運転者が自ら出頭しない場合は、その後、運転者が自ら出頭する可能性は低い(したがって、後刻放置違反金納付命令を行えなくなり、又は一度した放置違反金納付命令を取り消さなければならないこととなる蓋然性は低い。)ものと考えられる。したがって、当該期間内に、当該違反行為について運転者に対し反則告知(当該運転者が非反則者である場合にあっては、交通切符等による検挙)をしていない場合には、弁明通知書の発出を行うこと。

また、違反行為について運転者(少年(送致の時点で成人とならない見込みのものに限る。以下同じ。))を除く。)に反則告知をした場合にあっては、当該運転者が反則金を仮納付することのできる期間及び当該仮納付の有無を確認するのに必要な期間(告知の日から概ね15日間)は、弁明通知書の発出を保留すること。反則告知後に反則金の仮納付がなされない場合は、通告(交付通告又は送付通告)が行われることとなり、通告後反則金が納付される可能性もあるところであるが、早期の弁明通知書発出が望まれることと(上記イ参照)送付通告までに長時間を要する場合もあることを考慮し、上記の期間(告知の日から概ね15日間)が経過した場合は、弁明通知書の発出を行うこととする。

なお、非反則者である運転者を交通切符等により検挙した場合で出頭の日時を指定した場合にあっては、当該運転者が、正当な理由なく指定された出頭日に出頭せず、その後も出頭する見込みがない場合に、弁明通知書の発出を行うこととする。遠隔地に居住する非反則者である運転者を検挙した場合等で出頭の日時を指定しない場合は、直ちに、弁明通知書の発出を行うこと。

少年である運転者に対し反則告知又は交通切符等による検挙をした場合は、当該運転者が反則金を納付するか、又は家庭裁判所に送致されて、その審判に付されることとなり、いずれにせよ、放置違反金納付命令を行うことはできないことになるので、弁明通知書の発出を行うことなく、放置違反金納付命令に係る手続を打ち切ること。

エ 弁明通知書の発出方法

弁明通知書の発出は、原則として、自動車検査証に記載（自動車登録ファイル等に登録）された車両の使用者に宛て、普通郵便により行うこと。ただし、自動車検査証に記載（自動車登録ファイル等に登録）された車両の使用者以外の者が実際の使用者であることが判明している場合にあっては、当該実際の使用者に宛てて、これを行うこと。また、総排気量 125 cc 以下の自動二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車については、市区町村に照会して使用者を調査の上、弁明通知書を発出すること。

発出した弁明通知書が返戻された場合は、使用者の所在について所要の調査を行った上で、再度送付すること。所要の調査にもかかわらず、使用者の所在が判明せず、弁明通知書を送付できない場合は、法第 51 条の 4 第 7 項の規定に基づき、同項に規定する書面を公安委員会の掲示板に掲示することによって、弁明通知を行うこと。

オ 弁明書の提出期限

弁明書の提出期限については、弁明通知書の発出日から概ね 2 週間後の日を指定すること。返戻された弁明通知書を再度送付する場合及び掲示により弁明通知を行う場合にあっては、改めて提出期限を指定すること。

カ 弁明通知書の記載事項及び仮納付書その他の書類の同封について

弁明通知書には、弁明通知書の番号及び放置違反金に相当する金額を記載すること（施行規則第 7 条の 8）。弁明通知書の番号は、当該事案に係る違反番号（上記 2（5）参照）と同一とすること。

弁明通知書の発出に当たっては、仮納付書並びに車検拒否制度及び車両の使用制限命令制度について説明する書面を同封すること。

(6) 弁明審査

弁明書が提出された場合は、所要の事実調査を行い、放置違反金納付命令を発出するか否かを決定すること。事実調査を行う上で必要がある場合は、法第 51 条の 5 に定める報告徴収権限を積極的に活用すること。

(7) 放置違反金納付命令

ア 放置違反金納付命令の決定

弁明審査の結果、放置違反金納付命令を行うことが適当と認められる場合には、

放置違反金納付命令の発出を決定することとなる。提出期限までに弁明書が提出されない場合は、改めて弁明の機会を付与することなく、放置違反金納付命令を決定して差し支えない（道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）第16条参照）。

なお、件数が相当多数に上ると予想されることから、放置違反金納付命令の決定については、本部主管課長等の専決とすることを考慮すること。放置違反金納付命令取消しの決定についても同様である。

イ 書面による放置違反金納付命令

弁明通知書の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされていない場合における放置違反金納付命令は、書面（放置違反金納付命令書）により行うこと（法第51条の4第5項）。

放置違反金納付命令書の発出に当たっては、納入通知書及び納付書を同封すること。

放置違反金納付命令書等の発出は、放置違反金納付命令を受けるべき車両の使用者に宛てて、普通郵便により行うこと。使用者の所在が不明である場合又は発出した放置違反金納付命令書等が返戻された場合は、使用者の所在について所要の調査を行った上で、送付すること。放置違反金納付命令書の送達及び公示送達については、地方税の例による（法第51条の4第18項）こととなるので、所要の調査にもかかわらず、使用者の所在が判明せず、放置違反金納付命令書を郵便により送付できない場合は、地方税法第20条の2の規定の例により、公示送達を行うこと。

ウ 公示による放置違反金納付命令

弁明通知書の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされた場合における放置違反金納付命令は、公安委員会の掲示板に放置違反金公示納付命令書（様式については、施行規則別記様式第3の9参照）を掲示することにより行うこととなる。この場合も、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による教示が必要となることに留意すること。

エ 放置違反金納付命令を行う時期

放置違反金納付命令は、確認標章を取り付けた日の翌日から起算して30日を経過した日以降、できるだけ速やかに行うこと。ただし、当該違法駐車行為について運転者が反則金を納付している場合又は公訴を提起され若しくは審判に付された場合はこれを行わないこととするほか、当該違法駐車行為をした運転者に反則告知等をしている場合の取扱いは、次のとおりとする。

(7) 運転者（少年を除く。）に反則告知をしている場合

当該運転者が反則金を納付することのできる期間及び当該納付の有無を確認するのに必要な期間（通告後概ね15日～20日間）の経過を待って、放置違反金納付命令を行うこととすること。当該期間内に反則金の納付が確認できない場合は、立証状況に照らし公訴提起が確実と見込まれる事案に限り、手続を保留することとし、不起訴が見込まれる事案については、運転者の送致と平行

して、放置違反金納付命令を行うこと。この場合において、放置違反金納付命令を行った後、当該事案について公訴が提起されたことを確認した場合は、放置違反金納付命令の取消し手続をとること。なお、通告を受けるべき者の所在が不明である等の理由により、通告の実施が見込めない事案については、通告を行うことなく、放置違反金納付命令を行うこととして差し支えない。

(イ) 非反則者である運転者（少年を除く。）を交通切符等により検挙している場合

出頭の日時を指定した場合において、当該運転者が指定された出頭日に出頭しなかった場合は、後日の出頭及び公訴提起が確実と見込まれる場合を除き、放置違反金納付命令を行うこと。この場合においても、放置違反金納付命令を行った後、当該事案について公訴が提起されたことを確認した場合は、放置違反金納付命令の取消し手続をとること。また、遠隔地に居住する非反則者である運転者を検挙し、出頭の日時を指定しなかった場合にあっては、原則として、放置違反金納付命令の手続を保留することとし、当該運転者が不起訴となったことが確認された後に、放置違反金納付命令を行うこと。

(ロ) 少年である運転者に反則告知をし又は交通切符等により検挙している場合
放置違反金納付命令を行うことなく、そのための手続を打ち切ること（前記（５）ウ参照）

オ 放置違反金納付命令を行わない場合の通知及び仮納付された放置違反金に相当する金額の返還

弁明通知書の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされた場合において、当該仮納付をした者について放置違反金納付命令をしないこととしたときは、仮納付金返還通知書により通知し、当該仮納付に係る金額を返還する手続をとること。

弁明通知書の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされない場合において、弁明の容認その他の事情により、放置違反金納付命令を行わないこととするときは、特段、通知等の手続は要しない。

カ 放置違反金納付命令の取消し及び納付された放置違反金等に相当する金額の還付

法第51条の4第16項の規定により放置違反金納付命令を取り消す場合は、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書により通知し、既に当該放置違反金納付命令に係る放置違反金等が納付され又は徴収されているときは、当該放置違反金等に相当する金額を還付する手続をとること。

キ 放置違反金納付命令に対する不服申立て

放置違反金納付命令は、公安委員会が行う処分であり、公安委員会には上級行政庁がないことから、放置違反金納付命令に対する不服申立ては、公安委員会に対する異議申立てのみが認められることに留意すること（行政不服審査法第6条参照）。なお、放置違反金納付命令書には納入通知書を同封することとされているが、この場合の納入通知書の送付自体は国民の権利義務を変動させるものではなく、「行政庁の処分」には該当しないと考えられることから、納入通知自体に

対する不服申立てはできないことに留意すること。

(8) 督促、滞納処分

ア 適切な滞納管理について

放置違反金制度が駐車違反防止の実効を挙げるためには、公安委員会が納付を命ずる放置違反金が確実に納付又は徴収される必要がある。そこで、法に定める督促のほか、催促を効果的に行うなど、適切な滞納管理を行い、放置違反金等の効果的な徴収に努めること。

イ 督促、滞納処分等の実施について

(7) 督促

督促は、滞納処分の前提となるだけでなく、延滞金及び督促手数料の徴収並びに車検拒否制度の前提となるものであるから、放置違反金納付命令を受けた者が納付期限までに放置違反金を納付しないときは、速やかに督促状を发出すること。

(1) 延滞金及び督促手数料の徴収

延滞金及び督促手数料は、督促した場合において徴収することができることとされているが、これらの金額を徴収するか否か、また、その額をどのように設定するかについては、徴収に要する事務負担と徴収による効果の費用対効果等を勘案して決定すること。この際、延滞金及び督促手数料は、都道府県の収入とされるため、都道府県の財政当局等とも調整を行うこと。

(2) 催促

督促した後においても、催促は、任意の納付を促す有効な手段であるため、その積極的な実施に努めること。

(3) 滞納処分

督促及び催促によっても任意の納付に応じない者に対しては、計画的かつ適正な滞納処分の執行に努めること。特に、滞納を繰り返す者、名義変更その他の事情により車検拒否を免れた者及び放置違反金納付命令に係る放置違反金請求権の消滅時効（督促後5年間）が切迫している者については、優先的に滞納処分を行うこと。なお、別途通知される滞納処分の実施要領を参照すること。

ウ 督促、滞納処分等に関する都道府県公安委員会規則等の制定について

放置違反金に係る督促、滞納処分等については、法第51条の4第13項及び第14項において公安委員会の権限とされており、知事による督促、滞納処分等を規定した地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3の適用がなく、同条により知事が行う督促、滞納処分等の方法について定めた都道府県条例及び都道府県規則の適用対象とならないため、次の事項を定めた都道府県公安委員会規則（以下単に「公安委員会規則」という。）が制定される必要がある。なお、これらの事項を条例において定めることを妨げるものではない。

(7) 督促について

督促は、その速やかな実施が必要であり、また、滞納管理の基礎となるものであるから、公安委員会規則等において、督促状の发出時期及び督促状によって指定する納付の期限（以下「督促の期限」という。）について具体的に定め

ること。その際、地方税法第66条等において原則として納期限後20日以内に督促状を発しなければならないこととされていること、同法第68条等において原則として督促状を発してから10日を経過した日以後に財産を差し押さえることができることとされていることなどを参考とすること。

(イ) 延滞金の徴収について

法第51条の4第13項では、年14.5%の割合により計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができることと定められているが、その額及び減免についての具体的な判断は公安委員会に委ねられているため、延滞金を徴収する場合には、その額（計算に用いる利率及び端数切り捨ての方法を含む。）及び減免事由を公安委員会規則等において定めること。なお、督促手数料を徴収する場合には、地方自治法第228条第1項により条例で定める必要があることに留意すること。

(ウ) 滞納処分について

滞納処分は、それにより滞納者の財産の差押え、換価等を伴う強力な処分であることから、滞納処分を行う権限を与えられた職員であることを関係者に対して明らかにする必要がある。そのため、公安委員会規則等において、滞納処分を行う職員の指定、指定を受けた職員が滞納処分を行う場合の身分証の携行、提示などを定めること。また、身分証の様式も、公安委員会規則等で定めること。

エ 適切な滞納整理の推進に係る留意事項

督促、滞納処分等を行うためには所要の体制を整備することが必要になるが、特に、滞納処分については専門性が高い事務であるため、その実務の蓄積がある関係部局とのノウハウの共有を進めるなど関係部局との連携に努めること。

滞納処分を行う職員は、現金の出納保管を行うことになるため、知事による出納員の任命を受けるなど現金の出納保管をつかさどることができるよう措置すること。また、戸別訪問による催促を行いその場で放置違反金等の納付を受ける場合にあっては、催促を行う者について、現金の出納保管をつかさどることができるよう措置すること。

4 車検拒否制度の運用について

(1) 車検拒否制度の趣旨等を踏まえた適正な事務運営について

車検拒否制度の運用に当たっては、本制度が使用者に自主的な放置違反金等の納付を促すことを目的としていることを十分に踏まえるとともに、車両の使用者その他の関係者に過度の負担が生じることのないように配慮する必要があることから、各都道府県警察においては、使用者本人、使用者の継続検査等の手続を代行する自動車整備事業者等に対する放置違反金等の滞納状況に関する情報の提供、放置違反金等の納付書の再発行及び放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付が適切かつ簡便な方法により行われるように努めること。

(2) 車検拒否制度に係る問い合わせ等への対応について

本制度の施行に伴って発生することが予想される各種トラブルに適切に対処するため、継続検査等に際して自動車検査証の返付を拒否された者、自動者検査証の返

付を拒否する国土交通省又は軽自動車検査協会の職員、使用者の継続検査等の手続を代行する自動車整備事業者等からの各種問い合わせ等に統一に対応するための対応窓口を都道府県警察本部に設置し、その周知を図ること。

(3) 広報啓発活動の推進について

国民一般はもとより、車両の使用者、自動車整備事業者等に対して本制度の周知を図るため、自動車整備事業者、自動車検査窓口等にポスター、リーフレットを配付するなど広報啓発活動を推進すること。

(4) 無車検運行等の取締りの推進について

本制度の実施により無車検運行等の事犯が増大するおそれもあることから、国土交通省地方運輸局と連携の上、道路運送車両法第58条第1項、第66条第1項等の規定に違反する行為に対する取締りを推進すること。

(5) 車検拒否制度の運用に関する細目的事項について

(1) から (4) までのほか、本制度の運用に関する細目的事項については、主管課長から通達するので、これによること。

5 車両の使用制限命令制度について

(1) 被処分者

法第75条の2第2項の規定による命令を受ける客体となる「使用者」は、放置違反金納付命令を受ける客体となる「使用者」と同一である。すなわち、車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者であり、法人の使用車両については、当該法人である。法人の代表者や当該車両の属する営業所の長等の自然人が処分の客体となるわけではないことに留意すること。

また、命令違反の主体となるのは、被処分者である車両の使用者であるが、法第123条の規定により、当該使用者の代理人、使用人その他の従業者が、当該使用者の業務に関して対象車両を運転し又は運転させた場合は、その行為者も処罰の対象となることに留意すること。

なお、法人の使用車両についての上記の考え方は、法第75条第2項又は第75条の2第1項の規定によるその他の使用制限命令についても同様である。

(2) 制度の趣旨を踏まえた迅速、的確な処分の実施

放置違反金の納付を命ずるのみでは違法駐車を抑止を図る上で不十分と認められるような常習違反者に対する対策として新たな車両の使用制限命令制度が導入された趣旨を踏まえ、処分の基準に該当する車両の使用者に対しては、迅速、的確に処分を実施して、道路交通に対する危険の排除に努めること。

(3) 事務の合理化にも配慮した適正な事務処理の推進

使用制限命令をしようとするときは事前に公開の聴聞を行わなければならないこと、使用制限命令を行ったときは使用制限書を交付するとともに運転禁止標章をはり付けること等手続の基本は、法第75条第2項又は第75条の2第1項の規定による使用制限命令についての従来の手続と同様であるが、新制度においては、使用制限命令の件数が従来よりも大幅に増加することが予想されるので、専決制度を有効に活用するなど、事務の合理化に努めること。

(4) 処分の実効性確保のための措置並びに命令違反及び運転禁止標章の破損等事案の

積極的な検挙

処分執行の際には、運転禁止標章のはり付け状況や対象車両の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により記録する等、処分の実効性を確保するための措置を講ずること。また、命令違反や運転禁止標章が破損等された事案については、積極的な検挙に努めること。

(5) 細目的事項その他

処分量定の基準や具体的な事務処理要領など、使用制限命令制度の運用の細目に関する事項については、主管課長から通達する。

(6) 他の使用制限命令制度の運用

法第75条第2項又は第75条の2第1項の規定によるその他の使用制限命令制度についても、上記を参照し、事務の合理化を図りつつ、適正な運用に努めること。

6 確認事務等の民間委託について

(1) 一般的留意事項

ア 確認事務等の委託の実施に当たっては、駐車違反对応業務に要する警察の執行力を十分かつ柔軟に確保する仕組みを構築し、良好な駐車秩序の確立を図るとともに、警察事務の合理化を図るというこの度の改正に係る委託制度導入の趣旨・目的を十分に踏まえるとともに、地域における駐車実態、地域住民の要望その他の事情を勘案して、委託に係る具体的方針を決定すること。

イ 確認事務等の委託に当たっては、法人登録、駐車監視員資格者講習、入札等業者選定手続など確認事務等の委託を実施するため必要な手続が多岐にわたることから、スケジュールを的確に策定し、これを適切に管理・推進すること。

ウ 事前に業務説明会を開催する等し、受託希望や関心を有する者に対し、委託の趣旨、委託に係る事務の内容、処理要領の概要、委託規模・地域、委託先の選定方法・選定期限・選定基準その他必要な事項を周知すること。

(2) 確認事務の委託（法第51条の8第1項及び第51条の12第1項、委託規則第1条関係）

ア 確認事務の委託は警察署長が行うこととされていることから、確認事務の委託は原則として警察署単位で行うこと。ただし、地域の特性、駐車実態、委託事務量その他の事情を勘案して、複数の警察署の管轄区域における確認事務を関係警察署長が共同して委託することも差し支えない。

イ 確認事務を委託した場合に行う法第51条の12第1項の公示は、警察署の掲示板に必要事項（放置車両確認機関となるべき法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人が確認事務を行う区域及び期間）を記載した書面を掲示すること又は都道府県広報に必要事項を掲載することにより行うこと。既に公示した事項に変更があった場合（放置車両確認機関の名称、主たる事務所の所在地等に変更があった場合）も同様に公示すること。

ウ 確認事務の委託に当たっては、別途通知されるモデルを参考に、各都道府県警察における実情等に応じ、委託契約書（これに添付される仕様書を含む。以下同じ。）を作成すること。委託契約書の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

- (7) 委託規則第1条各号に掲げる事項についての条項を具体的に記載すること。
なお、「委託契約金額」の設定に当たっては、単に確認した数量に応じて総額が算定されることとなるいわゆる歩合制は避けるべきことに留意すること。
- (1) 委託契約の期間の設定に当たっては、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約制度の活用を考慮すること。なお、長期継続契約を締結するに当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づく条例の定めが必要となることに留意すること。
- (ウ) 放置車両確認機関が適切に駐車監視員を選任することを担保するため、選任した駐車監視員の名簿を提出することを義務付ける等の措置を講ずること。
- (エ) 放置車両確認機関の駐車監視員には、国民の駐車監視員に対する認識を容易にし、かつ、その認識の定着性を高め、もって駐車監視員に対する信頼の確保に資するとともに、その職務執行の円滑を図る趣旨から、制服を着用させることとすること（記章及び制服の細目については、主管課長から通達する。）
- (オ) 駐車監視員は原則として2名以上1組で巡回することとすること。ただし、巡回することとなる場所、時間帯等により特に必要があると認められる場合には、3名以上を1組として巡回させることとすること。
- (カ) 放置車両確認機関が行う巡回活動が、計画的に実施され、かつ、取締り活動ガイドラインの趣旨に合致した適切なものとなることを担保するため、巡回計画書を作成させ、警察署長の承認を得ることを義務付ける等の措置を講ずること。
- (キ) 駐車監視員が放置車両の確認等に関する知識及び能力を十分に有していることを確保するため、放置車両確認機関に、法令や確認事務の処理要領等に関する十分な教育訓練を行うことを義務付ける等の措置を講ずること。
- (ク) 放置車両確認機関が適確に受託した確認事務を遂行していることを確認するため、定期的に報告を義務付ける等の措置を講ずること。
- (ケ) 現場の駐車監視員との連絡、警察署長との連絡、各種文書の送受等を行い、事務の執行に伴うトラブルの第一次的処理、情報の管理その他事務の円滑な管理・運営に努め、受託事務の執行を統括する者として、統括責任者を選任させることとすること。
- (コ) その他警察署長が講ずべき措置、放置車両確認機関及び駐車監視員が遵守すべき事項等を明記すること。
- エ 放置車両確認機関の役職員に対しては、確認事務の内容及びその処理要領を熟知させるとともに、同人（放置車両確認機関の役職員であった者を含む。）らが確認事務に関して秘密保持義務を負い、秘密を漏らした場合には処罰され得る旨、確認事務に従事する放置車両確認機関の役職員は、みなし公務員とされ、刑法その他の罰則の適用に関しては公務員とみなされる旨を具体的に周知すること。
- オ 放置車両確認機関による確認事務が法令、委託契約書等に従い、適正かつ公正に行われるよう適切な監督を実施すること。
- カ 放置車両確認機関が受託した確認事務を実施するため使用中の車両については、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除くよう必要な措置をとる

こと。

(3) 受託法人の選定

ア 受託法人の選定については、地方自治法その他関係法令及び各都道府県における諸規則を遵守するとともに、公平性、透明性及び競争性の確保に留意すること。原則として競争入札の方式によること。

イ また、不適格法人を排除して、適確に委託事務を遂行できる法人を選定できるよう、適切な入札参加資格を設定するほか、委託規模等を勘案しつつ積極的に競争入札における総合評価方式の導入を図ること。

ウ 入札公告及び入札説明会を行う場合においては、委託事務の内容や処理要領の概要をはじめ、受託法人の選定方法及び選定基準についても具体的に示すこと。

(4) 放置違反金関係事務（法第51条の15関係）

ア 放置違反金関係事務の委託については、弁明通知書、放置違反金納付命令書、督促状等の各種文書に係る作成（印字）、宛名印刷・宛名書き、封緘、郵送、放置違反金等の納付データの入力・整理等、委託すべき事務を特定し、これを外部法人に委託して処理させることが合理的と認められる場合には、積極的に推進すること。

イ 受託法人の役職員に対しては、委託する放置違反金関係事務の内容及びその処理要領を熟知させるとともに、同人（受託法人の役職員であった者を含む。）らが受託した放置違反金関係事務に関して秘密保持義務を負い、秘密を漏らした場合には処罰され得る旨周知するほか、情報管理責任者を選任するよう委託契約書で義務付けるなど情報管理の徹底について十分な指導監督を行うこと。

7 法人の登録

(1) 登録の申請等（法第51条の8第2項、委託規則第2条関係）

登録の申請書の提出を受けた場合においては、記載事項に不備がないこと、必要な添付書類が添付されていること等形式上の要件について確認すること。申請の形式上の要件に適合しないと認められる場合には、速やかに、申請者に対して相当の期間を定めて当該申請の補正を求めること（行政手続法（平成5年法律第88号）第7条）。

(2) 欠格事由（法第51条の8第3項関係）

ア 第1号関係

「法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない」とは、登録を受けようとする公安委員会により登録を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過しないことをいう。

イ 第2号関係

(ア) 「業務を執行する社員」には、合名会社の社員及び合資会社の無限責任社員が該当する。また、「取締役」とは、有限会社及び株式会社におけるものを、「執行役」とは、委員会等設置会社に1人又は数人置かれ、その業務執行等を行うものをいう。

(イ) 「これらに準ずる者」には、有限会社及び株式会社の監査役、民法（明治29年法律第89号）第34条の法人（財団法人及び社団法人）における理事及

び監事等が該当する。

- (ウ) 法人に対して「同等以上の支配力を有する」か否かの判断に当たっては、その者が自己の地位や権限等に基づいて法人の意思決定に関してどの程度実質的な影響力を及ぼし得るかについて、個別具体的に検証すること。
- (イ) 法第51条の8第3項第2号の該当の有無については、原則として、委託規則第2条第2項第2号に規定する役員名簿に記載された者について判断すること。なお、この場合において、当該名簿に記載すべき「役員」は法第51条の8第3項2号に規定する役員であることに留意すること。登録申請の時点で判明している「役員」であって、申請法人が提出する役員名簿に記載のないものがある場合には、当該役員について、所定の添付書類の提出を求めること。

ウ 第2号イ関係

- (ア) 「成年被後見人」又は「被保佐人」に該当するか否かについては、原則として、後見登記に関する法律（平成11年法律第152号。以下「後見登記法」という。）第10条第1項に規定する登記事項証明書（委託規則第2条第2項第3号口）及び戸籍の謄本又は抄本（同号イ。民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条の規定によるみなし成年被後見人等の場合）による書面審査により判断すること（外国人については、登記事項証明書による書面審査により判断すること）。
- (イ) 「破産者で復権を得ないもの」に該当するか否かについては、原則として、本籍地の市区町村長に対する照会により判断すること（外国人については、居住地の市区町村長に対する照会を行うこと）。

エ 第2号ロ関係

- (ア) 禁錮以上の刑に処せられた者に該当するか否かについては、原則として、本籍地の市区町村長に対する前科照会により判断すること（外国人の場合は、地方検察庁に対する前科照会により判断すること）。
- (イ) 「執行を終わり」とは、その刑の執行を受け終わったという意味であり、仮出獄した者は仮出獄期間が終了したとき、罰金刑を受けた者については、罰金を完納したときに刑の執行を受け終わったことになる。「執行を受けることがなくなった」とは、刑の時効が完成することや恩赦により刑の執行の免除を受けることをいう。
- (ウ) 執行猶予期間が満了した場合又は大赦若しくは特赦の場合には、刑の言渡し自体が効力を失うので、その時点で「刑に処せられ」た者ではなくなり、本号に該当しなくなることに留意すること。

オ 第2号ハ関係

- (ア) 法第51条の8第3項第2号ハに規定する者については、次のような者が該当する。
 - a 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）
 - b 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（法第51条の8第3項

第2号八に該当しないと認める特段の事情がある者を除く。)

c 暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等(犯罪率、反復性等)から見た当該組織の性格により、強いく犯性が認められるもの

d 過去10年間に暴力的不法行為等(委託規則第3条)を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いく犯性が認められるもの

(1) (略)

カ 第2号二関係 (略)

キ 第2号ホ関係

法第51条の8第3項第2号ホの該当の有無については、原則として、医師の診断書(委託規則第2条第2項第3号八)により判断することとなるが、特に疑わしい場合には、面接調査、聞き取り調査等を行い、なお不審点があれば専門医の診断を受けることを求め、その結果を踏まえて判断すること。

ク 第2号ヘ関係

(7) 法第51条の8第3項第2号への該当の有無については、精神病患者であれば一律に欠格となるものではなく、精神機能の障害に関する医師の診断書の提出を受けて、確認事務を適正に遂行する能力を有するかどうかという観点から判断すべきことに留意すること。

(1) 公安委員会に提出する診断書を作成する医師については、その専門とする分野を問わないが、法第51条の8第3項第2号へに掲げる者に該当しないことが明らかでない旨記載された診断書が提出された場合には、必要に応じ、面接調査、聞き取り調査等を行い、なお不審点があれば専門医の診断を受けることを求め、その結果を踏まえて判断すること。

(9) 医師の診断書には、法第51条の8第3項第2号へに掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別が記載されていることを要するが、例えば、精神機能の障害がない旨記載されている診断書であれば、その者が同号へに掲げる者に該当しないことは明らかであるから、そのような診断書については、委託規則第2条第2項第3号二の要件を満たした診断書として取り扱って差し支えない。

ケ 委託規則第2条第2項第4号の誓約書は、申請法人につき一通を要するのみであることに留意すること。

(3) 登録基準(法第51条の8第4項関係)

ア 第1号関係

法第51条の8第4項第1号の該当の有無については、申請法人が確認事務を受託した場合には、当該事務を処理するため必要となる車両、携帯電話等、地図、写真機及びコンピュータを整備することを誓約する書面を本号の要件に適合することを説明した書類として提出させ、この書面審査により判断するものとする。

イ 第2号関係

「駐車監視員が放置車両の確認等を行うものである」か否かの判断については、登録申請時において、当該法人が2名以上の駐車監視員資格者証保有者を現に確

保しているか否かにより判断することとし、当該駐車監視員資格者の駐車監視員資格者証の写しを本号の要件に適合することを説明した書類として提出させ、この写しの書面審査により判断すること。

ウ 第3号関係

法第51条の8第4項第3号の該当の有無については、事務所について、申請法人の所有権、賃借権等の使用権原を証する登記事項証明書又は賃貸借契約書の写しその他の書類を本号の要件に適合することを説明した書類として提出させ、この写しの書面審査により判断することとするが、これにより疑義が生じた場合には、現地調査、聞き込み調査等を行い、その結果を踏まえ判断すること。

(4) 登録簿への登載等（法第51条の8第5項関係）

ア 申請を審査した結果、登録簿に記載して登録することとしたときは、当該法人に対し、登録通知書を交付すること。

イ 登録通知書には、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地のほか、登録年月日、登録簿及び登録の有効期限を記載すること（なお、下記(5)イ参照）。

ウ 欠格事由に該当するなどし、登録を拒否することとしたときは、理由を付した通知書を交付すること。

(5) 登録の更新等（法第51条の8第6項関係）

ア 登録の有効期間は、登録年月日（現に登録簿に記載をした日）から起算すること。

イ 登録の更新申請期間については、対象業者の数、事務処理体制等を勘案し、すべての対象業者について登録の有効期間の満了の日までに更新申請に対する審査が完了するよう、適宜更新申請期間を定めて（例えば、現に行っている登録の有効期間の満了日の6月前から1月前までなど）、これを登録通知書に具体的に記載する等して指導すること。更新申請期限を過ぎて更新の申請が行われた場合にあっては、登録の有効期限までに手続が終了しない可能性があり、その場合には新たな登録の申請として取り扱うこととなる旨説明し、了解を得た上で申請を受け付けること。

ウ 更新後の登録の有効期間の起算日は、旧登録の有効期間の満了日の翌日とすること。

エ 上記のほか、登録の更新については、登録の例によること。

(6) 適合命令（法第51条の9関係）

ア 登録法人が法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった旨を認知した場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案するとともに、当該登録法人が現に委託を受けているものであるか否かなど早期是正の必要性も考慮して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることが適当か否かを判断すること。

イ 適合命令は、行政手続法第13条第1項第1号イからニまでのいずれにも該当しない不利益処分であるため、これを行おうとする場合には、同法に定める弁明の機会の付与を行うこと。この場合において、その手続については、同法及び聴

聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）において定めるところによること。

(7) 登録の取消し（法第51条の10関係）

ア 登録法人が法第51条の10各号のいずれかに該当することを認知した場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否・是正の見込み、再発のおそれ、当該法人においてとられた再発防止措置その他諸般の事情を勘案して、登録の取消しの適否を判断すること。

イ 登録の取消しは、行政手続法第13条第1項第1号イに規定する許認可等を取り消す不利益処分該当するため、これを行おうとする場合には、聴聞を行わなければならないが、その手続については、同法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則において定めるところによること。

ウ 登録の取消しは、書面により行うこと。この場合において、理由を記載するに際しては、法第51条の10のいずれの号に該当するものであるか（同条第1号に該当することを理由として登録の取消しを行うときは、法第51条の8第3項第2号イからへのいずれに該当するに至ったものであるかを、法第51条の10第4号に該当することを理由として登録の取消しを行うときは、法第51条の12第2項から第4項までの規定のいずれに違反したものであるかを含む。）及びその号に該当すると認められた事実を具体的に記載すること。

エ 登録を取り消した場合には、登録簿に必要事項を追記すること。

オ 登録を取り消した場合には、警察庁及び他の都道府県警察に対し、登録取消年月日、当該法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地を記載した文書により、速やかにその旨を通報すること。

(8) 報告及び検査（法第51条の11関係）

ア 報告の徴収及び立入検査の実施に当たっては、その必要性を吟味し、法の目的と関係のない事項に及ばないよう、また、相手方に無用の負担をかけることがないように配慮すること。

イ 報告又は資料の提出の要求は、原則として書面により行うこととし、当該書面に記載する要求の理由については、要求の目的が具体的に分かる程度の内容を記載すること。

なお、緊急を要し、書面により行ういとまがない特別の事情がある場合には、口頭で行うことも許される。

ウ 当該公安委員会の管轄区域内における登録の適正を図るため必要がある場合には、他の都道府県警察の管轄区域内に所在する事務所についても立入検査ができることに留意すること。この場合においては、当該他の都道府県警察と緊密な連絡を行うこと。

エ 立入検査をする警察職員には、その身分を示す証票として警察手帳又は職員証を携帯させ、関係者の請求に応じこれを提示させること。

8 駐車監視員資格者証

(1) 駐車監視員資格者講習（法第51条の13第1項第1号イ関係）

ア 初年度における駐車監視員資格者講習の実施の要否、時期等については、次に

よること。

- (ア) 法第51条の8第1項の登録を受けるためには駐車監視員資格者証の写しの提出が必要としていることから、第1回目の講習は、改正法附則第2条の規定の施行の日（平成17年4月1日）以後できるだけ速やかに実施すること。
- (イ) 委託先を選定した後、受託した法人が当該受託した確認事務を適正に実施するのに必要な駐車監視員資格者証保有者を確保させる必要があると見込まれる場合には、受託法人内定から委託事務開始の日までの間に講習を実施すること。
- イ 初年度以降の講習の実施の要否、時期、回数等については、初年度における実施状況、当該年度における委託先選定手続の実施予定の有無、放置車両確認機関及び受講希望者の要望等を総合的に勘案して判断すること。
- ウ 駐車監視員資格者講習における修了考査に合格した者が委託規則第9条第1項に規定する「駐車監視員資格者講習の課程を修了した者」に該当するものであり、この者に対して委託規則別記様式第1号の駐車監視員資格者講習修了証明書を交付すること。
- エ 上記のほか、駐車監視員資格者講習の運用については、主管課長から通達する。
- (2) 駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定（法第51条の13第1項第1号ロ、委託規則第10条関係）
 - ア 認定申請書については、7(1)の例によること。
 - イ 委託規則第10条第1項各号に掲げる者の技能及び知識の審査は、原則として、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施することにより行うこと。
 - ウ 「道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者」（委託規則第10条第1項第1号）とは、交通取締り等に直接従事した期間のほか、これを管理、監督、指導等した期間が通算して3年以上である警察官又は交通巡視員とする。なお、この場合において「交通取締り」は、駐車違反の取締りに限られない。また、「通算」期間であるので、当該期間が連続して3年以上である必要はない。

申請に際しては、申請者の経歴に関してその者が現に所属する所属の長が作成する書面又は人事担当課等が作成した申請者の人事記録を証する書面を同条第3項に規定する書面として添付させること。
 - エ 「確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者」（同条第1項第2号）とは、放置車両確認機関において駐車監視員を実質的に管理し、又は監督する業務に従事した期間が通算して5年以上である者であって、最終的にその者が在籍し、又は在籍していた放置車両確認機関（又は放置車両確認機関であった法人）がその旨を認証する者とする。

申請に際しては、申請者が作成する経歴書のほか、放置車両確認機関が作成する書面を同条第3項に規定する書面として添付させること。
 - オ 「前二号に掲げる者と同等以上の経歴を有する者」とは、例えば、次のような者が該当すると考えられるが、その判定に当たっては、その者の活動履歴、当該活動の態様、その他の経歴を総合的に考慮するものとする。

申請に際しては、申請者が作成する経歴書のほか、所属団体等の証明書、推薦状その他申請者が必要と認める各種の書類を添付させること。

(ア) 過去に駐車監視員資格者証の交付を受けていたが、法第51条の13第2項第1号に該当して（欠格事由に該当するに至って）同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられた者で、当該欠格事由が解消するに至ったため、再度駐車監視員資格者証の交付を得ようとする者

(イ) 委託規則第10条第1項第1号又は第2号に規定する経歴年数には満たないが、従事していた期間の活動態様、頻度その他の事情から実質的に同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の経歴を有すると認められる者

(ウ) 違法駐車防止活動に取り組む市区町村等の職員として、又はその委託を受けて、長年にわたり違法駐車防止の街頭指導に従事した者

カ 認定書の様式は、委託規則別記様式第2号によること。

(3) 駐車監視員資格者証の交付申請（法第51条の13第1項、委託規則第11条関係）

ア 駐車監視員資格者証交付申請書については、7(1)の例によること。

イ 「18歳未満の者」に該当するか否かについては、戸籍の謄本又は抄本（外国人については、外国人登録原票の写し）（委託規則第11条第2項第2号において規定する第2条第2項第3号イ）により判断すること。

ウ 「第51条の8第3項第2号イからへまでのいずれかに該当する者」に該当するか否かの判断については、7(2)ウからクまでの例によること。

エ 「第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者」に該当するか否かについては、後記(6)による各都道府県警察からの通報により判断すること。なお、同項第1号に該当することを理由とする返納命令は、欠格事由に含まれていないことに留意すること。

(4) 駐車監視員資格者証の交付等（法第51条の13第1項、委託規則第12条関係）

ア 駐車監視員資格者証の様式は委託規則別記様式第3号によること。

イ 駐車監視員資格者証交付者名簿を作成し、駐車監視員資格者証を交付することとした場合には、これに必要事項を記載しておくこと。

ウ 申請者が欠格事由に該当し、駐車監視員資格者証の交付を拒否する場合には、理由を明示した書面で通知すること。

(5) 駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付（委託規則第13条関係）

ア 書換え交付

(ア) 書換え交付申請を受理するに際しては、「その事実を確認するに足る資料」として、住民票の写し、運転免許証その他の提示又は提出を求めること。

(イ) 提出を受けた変更前の駐車監視員資格者証は、確実に廃棄すること。

(ウ) 駐車監視員資格者証の書換え交付を行った場合には、駐車監視員資格者証交付者名簿に必要事項を追記すること。

イ 再交付

(ア) 再交付申請を受理するに際しては、「再交付を申請する事由」を具体的に記

載させること

- (イ) 駐車監視員資格者証の再交付を行った場合には、駐車監視員資格者証交付者名簿に必要事項を追記すること。
 - (ウ) 駐車監視員資格者証の再交付に当たっては、亡失した駐車監視員資格者証を発見した場合には速やかに返納するよう指導すること。
- (6) 返納命令（法第51条の13第2項、委託規則第14条関係）
- ア 駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第51条の13第2項各号のいずれかに該当することを認知した場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否・是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断すること。特に同項第3号に該当するに至ったことを理由に返納命令を行おうとするときは、当該不正行為の軽重、警察業務その他公益に与えた影響、再発のおそれ、当人の改悛の情その他の事情を総合的に斟酌し、当人が今後駐車監視員として活動することが適切かどうかという観点から判断すること。
 - イ 駐車監視員資格者証の返納命令は、行政手続法第13条第1項第1号口に規定する名あて人の資格を直接にはく奪する不利益処分該当するため、これを行おうとする場合には、聴聞を行わなければならないが、その手続については、同法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則において定めるところによること。
 - ウ 返納命令書に理由を記載する場合には、法第51条の13第2項のいずれの号に該当するものであるのか（同項第1号に該当することを理由として返納命令を行うときは、法第51条の8第3項第2号イからへのいずれに該当するに至ったものであるかを含む。）及びその号に該当すると認めた事実を具体的に記載すること。
 - エ 返納命令書を交付した場合には、駐車監視員資格者証交付者名簿に必要事項を追記し、また、実際に返納を受けた場合にはその旨追記すること。
 - オ 法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当することを理由として、返納命令を行った場合には、警察庁及び他の都道府県警察に対し、返納命令の年月日、返納を命じた駐車監視員資格者番号、返納を命ぜられた者の氏名及び住所並びに返納を命じた理由を記載した文書により、速やかにその旨を通報すること。
 - カ 通報を受けた都道府県警察は、当該通報を2年間保存することとし、当該個人から駐車監視員資格者証の交付申請があった場合には、法第51条の13第1項第2号ハに該当するものとして、これを拒否すること。

9 その他

- (1) タクシーの客待ち駐車等非放置駐車違反に対する対策の強化
今回の改正により放置違反金制度の対象とされたのは放置駐車違反のみであるが、駐車に関する使用者の義務については、放置駐車違反に限らず、駐車違反全般について強化されたところである。タクシーの客待ち駐車等の非放置駐車違反についても、関係機関と連携し、対策を強化すること。
- (2) 政策効果の検証
新制度の実施による政策効果を検証するため、新制度の施行前の時点において、

瞬間路上違法駐車台数、旅行時間、駐車車両に起因する交通事故の発生件数、駐車場の利用状況等客観的に比較可能な資料を収集し、施行後の状況と比較できるようにすること。

(3) 執務資料等の送付

上記のほか、新制度の施行に当たって留意すべき事項の細部については、適宜、主管課長等より、通知、連絡等を行うほか、必要に応じて、執務資料等を送付するので、参考とされたい。